

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年6月16日

【会社名】 マルシェ株式会社

【英訳名】 MARCHE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加藤 洋嗣

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区阪南町二丁目20番14号

【電話番号】 06(6624)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 人事総務部シニアマネージャー 桐村 宏樹

【最寄りの連絡場所】 大阪市阿倍野区阪南町二丁目20番14号

【電話番号】 06(6624)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 人事総務部シニアマネージャー 桐村 宏樹

【縦覧に供する場所】 マルシェ株式会社 東京支店  
(東京都豊島区南池袋三丁目13番5号)  
マルシェ株式会社 名古屋支店  
(愛知県北名古屋市沖村天花寺80番地)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成27年6月14日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月14日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

#### 期末配当に関する事項

#### イ 配当財産の種類

金銭

#### ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額58,791,614円

#### ハ 効力発生日

平成27年6月15日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線は、変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第28条(条文省略) (取締役の責任免除) 第29条(条文省略) 2 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第1条～第28条(現行どおり) (取締役の責任免除) 第29条(現行どおり) 2 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第30条～第37条(条文省略) (監査役の責任免除) 第38条(条文省略) 2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第30条～第37条(現行どおり) (監査役の責任免除) 第38条(現行どおり) 2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第39条～第45条(条文省略)	第39条～第45条(現行どおり)

#### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、加藤洋嗣、谷垣雅之、岡部幸雄、田中浩子、持永政人を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	52,351	254		(注) 1	可決 99.5
第2号議案 定款一部変更の件	52,308	312		(注) 2	可決 99.4
第3号議案 取締役5名選任の件					
加藤 洋嗣	52,189	431		(注) 3	可決 99.2
谷垣 雅之	51,637	983			可決 98.1
岡部 幸雄	52,199	421			可決 99.2
田中 浩子	51,634	986			可決 98.1
持永 政人	51,639	981			可決 98.1

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。